

7/31 (火) の発表

報道発表資料の配付日時 平成30年7月31日 (火) 15時00分

発表項目	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可の取消しについて		
記者リチャ- のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取消したのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 (1) 所在地 砂川市西1条北12丁目1番28号 (2) 名称及び代表者の氏名 株式会社照運 代表取締役 増井 浩一</p> <p>2 処分年月日 平成30年7月31日 (火)</p> <p>3 処分内容 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消し</p> <p>4 許可内容 (1) 産業廃棄物収集運搬業 ア 許可年月日 平成26年5月26日 (更新) イ 有効年月日 平成31年5月25日 ウ 許可番号 第00100018933号 エ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、ばいじん、処分するために処理したものを。積替保管なし。</p> <p>(2) 産業廃棄物処分業 ア 許可年月日 平成26年7月5日 (更新) イ 有効年月日 平成31年6月30日 ウ 許可番号 第00140018933号 エ 事業の範囲 埋立（がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、 破碎（木くず、がれき類、廃プラスチック類）、 切断・破碎（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず）、 切断（金属くず）。</p> <p>5 処分理由 被処分者は、処分の委託を受けた産業廃棄物である木くず等を法第16条の2（焼却禁止）の規定に違反して焼却を行ったことにより、法第14条の3第1号に該当し、第14条の3の2第1項第5号に該当したため。</p>		
参 考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>本件の内容は環境生活部環境局循環型循環型社会推進課のホームページ（アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.htm）上で、処分を行った日から処分等の概要（処分の対象者含む）について、公表することとしています。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所) 道政記者クラブ	
担当 (連絡先)	<p>空知総合振興局保健環境部環境生活課 主幹 黒田 勝巳 電話 0126-20-0160 (直通)</p>		